

要望・申し入れ・談話

2012年4月17日

埼玉県知事
上田 清司 様

日本共産党埼玉県委員会
委員長 小松崎 久仁夫
日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

県立小児医療センターの現在地での存続を求める要望書

県議会2月定例会において、県立小児医療センター移転のための新都心8-1A街区土地購入費等の予算が可決されました。しかし、この2月から3月の期間に、センター周辺の蓮田市及び春日部市議会、杉戸町議会、宮代町議会より、センターの現在地に存続を求める意見・要望があいついで県に提出されました。知事はこのことを重く受けとめ意見を尊重すると同時に、地域医療整備に責任を負う立場からも現移転計画は見直すべきです。

知事は今議会において、「一部機能の存続の検討」を表明しましたが、多くの診療科の受診を必要とする慢性期の患者にとっては、センター全体の存続なしには生命の保障はありません。2月の患者家族対象の説明会では、「何を質問しても検討するというばかりで説明になっていない」という意見が大勢でした。患者家族の不安や疑問への具体的な説明も回答もなく、納得も得ないまま移転計画を強行することは許されません。

新病院の施設整備基本計画も公表されましたが、岩槻特別支援学校はグラウンドも無い中層階に移転設置される方向です。これでは、教育面・安全面ともに大きな後退です。教育局は同特支学校の教育水準を維持すると約束しており、この点からも計画をこのまま推進することは容認できません。

よって我が党は、以下の点を強く要望するものです。

- 一、周辺自治体の意見と患者家族の会の要望を最大限に尊重し、県立小児医療センターは現在地に存続すべく移転計画の見直しを図ること。
- 一、患者家族に対して丁寧に面接や説明会を開き、納得を得ることを今後の大前提とすること。その際、移転有りきの結果の押付けは行わないこと。
- 一、県に対して、議会から存続を求める意見書をあげた春日部市、宮代町、杉戸町はじめ、希望する自治体においては住民説明会を行い、直接、意見をきくこと。
- 一、さいたま新都心8-1A街区においては、さいたま赤十字病院を母体として総合周産期母子医療センターを整備できるように、県は財政的・人的に最大限支援すること。

以上

2012年6月11日

埼玉県知事
上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

東日本大震災被災者に対する民間賃貸住宅借り上げ制度に関する申し入れ

昨年3月の東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により福島、宮城、岩手各県から埼玉県内に避難している被災者のうち、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅借り上げ制度の利用者は、今年6月7日現在2,607人（971戸）にのぼります。これは、同時点の埼玉県と県内市町村の提供する「一時避難場所」での受け入れ総数4,495人の58%を占めています。

現在の民間賃貸住宅借り上げ制度は、被災した地元に戻る場合等の例外を除いて転居を認めておらず、転居すればその後の家賃等はすべて自己負担となります。県の担当窓口には、転居に関する相談が十数件あったと聞いておりますし、党県議団にも転居に関する相談が寄せられています。利用者の多くは、立地や居住環境等を十分検討する時間的・精神的余裕もないまま入居先を決定しています。入居後に耐震性能や居住環境の問題、勤務先の都合等により転居を希望したり、短期間の賃貸を想定していた貸し主から退去を求められたりすることは当然あり得ます。県には、利用者の要望と貸し主の意見を取り入れた柔軟な対応が求められています。

また、避難生活が長期化すると予測されており、避難者に対する長期的な支援のしくみづくりが国等に求められています。国および被災3県は、本制度を1年延長する方針を示していますが、さらなる延長が必要です。

被災者にとって、住まいの確保は生活再建の基本条件です。本県としても、利用者の多い民間賃貸住宅借り上げ制度のさらなる改善をはかり、被災者支援をすすめるよう強く求め、以下の点について申し入れます。

記

- 一、民間賃貸住宅借り上げ制度利用者が転居を希望する場合、利用者の要望と貸し主の意見をよく聞いたうえで、制度の継続利用について柔軟に対応すること。国および被災3県に対し、転居後も制度の継続利用を認めるよう強く働きかけるとともに、必要な制度改正を求めること。
- 一、制度対象住宅の家賃限度額の設定、入居初期費用の負担、契約更新手続きと費用負担、居住環境整備について、地域等の実情に応じた十分な対応ができるよう、国および被災3県に求めること。
- 一、民間賃貸住宅借り上げ制度のさらなる期間延長を、国および被災3県に申し入れること。利用者および貸し主に対しては、引き続き制度に関する情報の周知徹底をはかること。

以上

2012年6月15日

埼玉県知事

上田 清司 様

日本共産党埼玉県委員会	委員長	小松崎 久仁夫
日本共産党埼玉県議会議員団	団 長	柳 下 礼 子
日本共産党 熊谷市議団	団 長	大 山 美智子
日本共産党 深谷市議団	団 長	清 水 修
日本共産党 秩父市議団	団 長	齋 藤 捷 榮
日本共産党日高市議会議員		伊 藤 勉
日本共産党 横瀬支部	支 部 長	町 田 和 穂

岩手県の災害廃棄物受け入れについて

熊谷市と日高市、横瀬町にあるセメント工場での岩手県内の災害廃棄物の受け入れについて、地元3自治体の了承を得たことから、上田清司知事は6月5日の定例記者会見の場で、岩手県の要請に応える方針を表明しました。災害廃棄物の受け入れの時期については、6月下旬から場合によっては7月になる可能性もあるとしています。

しかし一方で、住民の中には未だに受け入れに対する不安の声が広範に残っています。報道によれば、熊谷市に29日までに寄せられた意見307件のうち、7割以上が反対意見でした。党議員団に対しても「本当に大丈夫なのか?」「セメントに混ぜて拡散していいのか」など批判的な意見が住民から寄せられています。埼玉県は各地で住民説明会を開催し、実証実験による7段階11項目にわたる放射線量測定の結果を報告してきました。現在、埼玉県はすでに十分説明は行ったとして、今後は説明会を開催しない方針を表明しています。

被災地の復興を支援することは当然ですが、未だ納得できないという住民に対して説明会を開催することは、県の責務です。

上田知事は同日の知事会見で、市町村への処理依頼に係わって「やっぱり丁寧に一つ一つ、住民や議会や関係者に説明をしながら、同意をとりながら進めてもらいたいと思います。」と語っています。県議会2月定例会で採択された「東日本大震災で発生したがれき受け入れに関する決議」には「今後受け入れを推進するためには、放射性物質の測定や除去など、万全な処理体制を整備するとともに、その安全性を丁寧に説明することにより、住民の不安を払拭していくことが不可欠である」と「住民の不安の払拭が」推進の前提として明記されています。こうした努力が尽くされないまま、受け入れが強行されることがあってはなりません。

したがって以下の点を強く申し入れます。

- 一、今後も地元住民からの要請に応え、説明会を開催し住民の疑問に丁寧に答えること。
- 一、当該自治体に隣接し、影響が大きいとみられる秩父市や深谷市等で、説明会を開催すること。

以上